

朝倉市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付事業

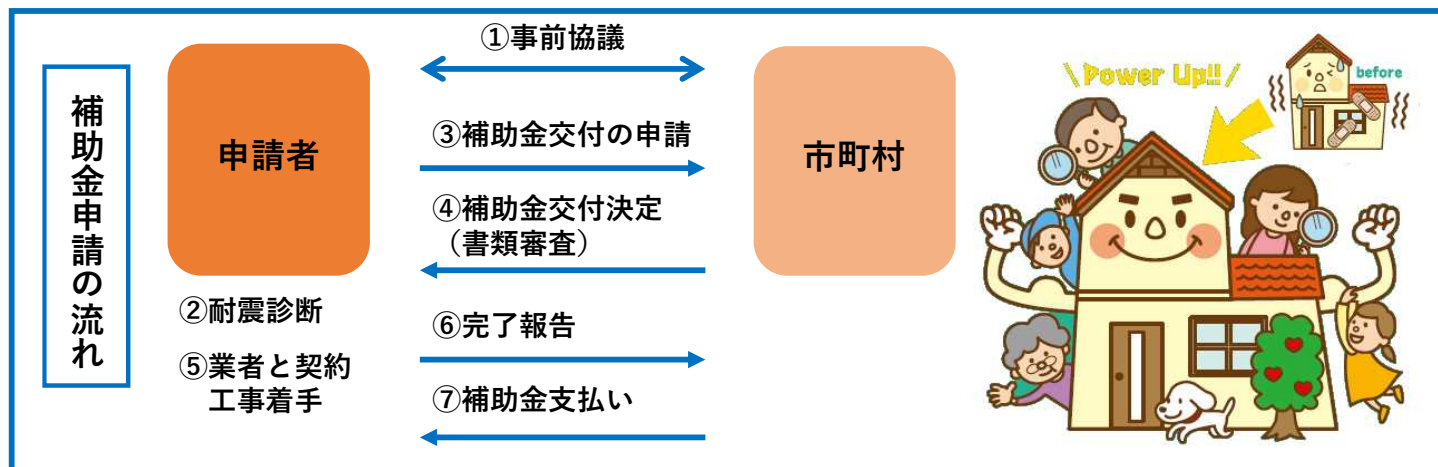
朝倉市では、震災に強いまちづくりを目的として、市内の木造戸建て住宅の耐震改修工事及び耐震シェルター・防災ベッド（以下、耐震シェルター等）の設置に要する費用の一部を補助する事業を行っています。

■主な要件

- 昭和56年5月31日以前に工事に着手したもの
- 耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの。
- 耐震シェルター等設置の場合は65歳以上の高齢者、障がい者又は介護保険認定者が居住していること 等

■補助内容

- 木造戸建て住宅耐震改修工事費補助
 - ・ 補助率＝改修工事額の50%
 - ・ 上限額＝市内業者の場合は60万円、市外業者の場合は40万円
 - ・ 補助対象＝耐震改修工事及び耐震設計
- 耐震シェルター等設置費補助
 - ・ 補助率＝設置費の46%
 - ・ 上限額＝30万円
 - ・ 補助対象＝国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター等



詳細は要綱（市のホームページに掲載）をご確認いただくか、都市計画課までお問合せください。
補助金を受けようとする場合は必ず都市計画課と事前協議をお願いします。

耐震改修工事を行うと税金が軽減されます

【所得税の減税制度】

住宅耐震改修特別控除

個人が住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額から一定の額を控除できます。

■要件

- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 現行の耐震基準に適合しないもの 等

詳細は甘木税務署までお問合せください。

0946-22-2720

【固定資産税の減額制度】

耐震改修住宅の減額措置

住宅の耐震改修を行った場合には、固定資産税額から一定額を減額できます。

■要件

- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- 現行の耐震基準に適合する改修工事であること 等

詳細は税務課 資産税係までお問合せください。

0946-22-1111(内線158)

お問い合わせ先

都市建設部都市計画課計画管理係

電話：0946-22-1111(内線238又は271)

FAX：0946-22-1850

リフォーム融資を使って 耐震化工事をしませんか？



住宅金融支援機構のリフォーム融資の特徴

- ご返済終了まで借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型のローンです。
 - 住宅の耐震化工事と併せて行うリフォーム工事（水廻り工事、壁紙の張り替え等）にかかる費用もお借入れの対象となります。
 - 融資限度額は1,000万円で、住宅部分の工事費の80%が上限となります。（10万円以上。10万円単位）
※高齢者返済特例を利用される場合、融資限度額は1,000万円で、住宅部分の工事費または保証機関（一財）高齢者住宅財団が保証する額のいずれか低い額が上限となります。（100万円以上。10万円単位）
 - 返済期間は、最長20年まででご利用いただけます。
※お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。完済時の年齢の上限は80歳です。
- （注）ご融資には、条件等があります。下記の〈お借入れに当たっての注意事項〉を必ずご確認ください。

毎月の返済額の目安（試算）

【試算条件】 金利：返済期間5年及び10年：年0.60%、返済期間20年：年0.90%
返済方法：元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定の返済方法）

返済期間 お借入額	5年	10年	20年
100万円	16,922円	8,587円	4,554円
200万円	33,844円	17,174円	9,108円
500万円	84,610円	42,935円	22,770円

◇ 高齢者向け返済特例

- 満60歳以上の方が対象となります。
- 毎月のお支払いを利息のみとし、元金は申込人全員がお亡くなりになったときに融資の対象となる住宅及び土地の売却等により相続人の方に一括してご返済いただきます。
- ご利用には保証機関の保証が必要となり、保証料等はお客さま負担となります。
※（一財）高齢者住宅財団の保証を受けるに当たっては、保証限度額設定料（30,000円+税）、保証事務手数料（70,000円+税）及び保証料（融資額×4.0%）が必要です。
- 融資の対象となる住宅及び土地に第1順位の抵当権を設定していただきます。



割賦返済（毎月元金と利息を併せて返済する方法）と比べて、毎月の返済負担を大きく軽減できます。ただし、総返済額は割賦返済と比べて増加します。

お問合せ、申込書の請求はこちら



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

※ご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料金がかかります。）。
※祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します（受付時間 9:00~17:00）。

《借入れに当たっての注意事項》

- 審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 借入金利は、借入申込時の金利が適用となります。借入金利は毎月見直されます。
- 最長20年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。高齢者向け返済特例を利用する場合は、申込人全員がお亡くなりになるときまでです。
- 住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める技術基準に適合していることについて、検査機関等による物件検査を受ける必要があり、物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関等により異なります。
- 借入対象となる住宅に機構を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。また、融資額が520万円を超える場合等機構が必要と認める場合は、土地にも抵当権を設定していただきます。ただし、高齢者向け返済特例を利用する場合は、住宅及び土地に機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。
なお、抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。
- 借入対象となる住宅については、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）に加入していただきます。火災保険料は、お客さま負担となります。
- 融資手数料はかかりません。
- 万一の場合に備え、機構団体信用生命保険特約制度への加入をお勧めしています。特約料はお客さま負担となります。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。なお、融資の対象となる住宅を賃貸する場合及び高齢者向け返済特例を利用する場合は加入できません。
- 融資には、上記のほかにも融資限度額や対象工事などの条件があります。詳しくは、機構の問合せ先または機構のホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。